

学校法人永原学園と特定非営利活動法人地球市民の会 とのSDGs教育推進に関する連携協定書

学校法人永原学園（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人地球市民の会（以下「乙」という。）は、甲に属する園児、生徒、学生、保護者、教職員等（以下これらの者を「学園関係者」という。）の Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標（以下「SDGs」という。）の教育推進に関する取組について、以下のとおり連携協力に関する協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲乙両者がそれぞれの自主性を尊重しつつ、相互に連携して学園関係者のSDGsに関する教育推進を図ること、つまり、国際規模で推進されているSDGsのパートナーシップを軸とした「誰一人取り残さない」という理念を本学園教育活動のゴールとして設定することにより、学園関係者一人一人が「未来を変える」意識及び行動変容を目指すとともに、甲乙両者の活性化とブランド力の向上を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について相互に連携、協力して取組むものとする。

- (1) SDGsの教育推進に関する事項
 - (2) 互いのブランド価値向上に関する事項
 - (3) 園児、生徒、学生、保護者及び教職員の人材育成に関する事項
 - (4) 前各号に掲げるものの他、甲乙協議のうえ前条の目的達成に必要なと認められる事項
- 2 前項各号に定める事項の実施時期、実施方法等については、甲乙協議の上別途定めるものとする。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、前条第1項各号に規定する取組の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏えいしてはならない。

- 2 甲及び乙は、この協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の義務を負うものとする。
- 3 乙は、この協定の連携・協力事項を履行するにあたり学園関係者に関する個人情報を取得した場合は、関係法令に従い適切にこれを取り扱うものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から2022年3月31日までとする。
ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに甲及び乙のいずれからも改廃の申し出がない場合は、この協定は更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(変更及び解除)

第5条 甲又は乙がこの協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、甲乙協議の上、協定の変更又は解除を行うものとする。

(反社会的勢力への対応に関する特則)

第6条 甲及び乙は、反社会的勢力（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人などを含む。）と関係を持たないことを表明し保証する。

2 甲と乙は、相手方に対して、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

(1) 脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求

(2) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いた信用毀損又は業務妨害

(3) 前2号に類似するいかなる行為

3 甲と乙は、相手方が第1項の表明保証に反すると合理的に認められる場合及び前項各号のいずれかの行為を行った場合、当該相手方に対して何らかの通知をすることなく直ちにこの協定を解除することができる。

(協議)

第7条 この協定に定めがない事項又はこの協定の条項を運用するにあたり、疑義が生じた場合は、甲乙協議の上これを解決するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が署名又は記名押印の上、各1通を保有する。

2020年12月15日

(甲) 佐賀県佐賀市神園三丁目18-15
学校法人 永原学園

理事長 福元裕二

(乙) 佐賀県佐賀市高木町3番10号
特定非営利活動法人 地球市民の会

理事長 山口久臣